

# お知らせ

令和2年7月豪雨による災害により、以下のとおり被災者生活再建支援法を適用することとしましたので、お知らせします。

## 1 該当区域（市町村）

九重町、日田市、由布市、玖珠町

## 2 対象自然災害

令和2年7月豪雨による災害

今回の適用は被災者生活再建支援法施行令第1条第1号（災害救助法施行令第1条第1項第1号に該当する被害が発生した市町村）

第4号（支援法施行令第1条第1号又は第2号に規定する被害が発生した市町村を含む都道府県で、その自然災害により5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万未満のものに限る。））

第6号（支援法施行令第1条第3号又は第4号に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万未満のものに限る。）で、その自然災害により5以上（人口5万未満の市町村は2以上）の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村）に係る自然災害に該当することによる。

## 3 適用する理由（適用基準）

- ・九重町の人口は、9,645人であり、人口5,000人以上15,000人未満であることから、滅失40世帯以上で1号に該当。  
（滅失1世帯＝全壊1世帯＝半壊2世帯＝床上浸水3世帯）
  - ・日田市の人口は、66,523人であり、人口10万人未満であることから、全壊5世帯以上で4号に該当。
  - ・由布市の人口は、34,262人であり、人口5万人未満であることから、全壊2世帯以上で6号に該当。
  - ・玖珠町の人口は、15,823人であり、人口5万人未満であることから、全壊2世帯以上で6号に該当。
- ※ 令和2年7月豪雨による災害では、熊本県、福岡県において支援法を適用。  
※ 人口は平成27年度国勢調査による。

該当区域	支援法 適用日	適用基準 (支援法施行令)	住宅被害（世帯）		
			全 壊	半 壊	床上浸水
九重町	7月6日	第1条第1号	6	59	52
日田市	7月6日	第1条第4号	8	—	—
由布市	7月6日	第1条第6号	4	—	—
玖珠町	7月6日	第1条第6号	2	—	—

注：上記の数値は、令和2年7月27日（月）15時00分現在のもの。  
同数値は今後の調査によって変動することがある。

#### 4 対象世帯

住宅が全壊した世帯、大規模半壊した世帯等

#### 5 支援内容（支給金額）

住宅の被害程度、再建方法等に応じて、最高300万円の支援金が支給される。

(単位：千円)

	支給額			
	基礎支援金	加算支援金		合計額
全 壊 (大規模半壊)	1,000 (500)	建設・購入	2,000	3,000 (2,500)
		補修	1,000	2,000 (1,500)
		賃借	500	1,500 (1,000)

※単身世帯の場合は、上記金額に4分の3を乗じた額を支給

#### 6 申請窓口

九重町（危機管理情報推進課）、日田市（社会福祉課）、由布市（防災安全課、挾間地域振興局地域振興課、庄内地域振興局地域振興課、湯布院地域振興局地域振興課）、玖珠町（基地・防災対策課）

生活環境部 防災局防災対策企画課 防災企画班 朝久野、秋吉 TEL:097-506-3067
---